

ついに損害賠償訴訟へ

9・28災害被災CO患者が



うつつ変った肉親の者の姿に、遺族はただとりすがるばかりだった。

(9.28災害のとき)

誠意をもつて応えよ

大きかった被災の打撃

災害責任者がとるべきこと

九・二八坑内火災のためCO中毒に罹ったCO患者のうちの八十人(三池労組員)は、三井鉱山(社長北倉田興人)を相手どり、福岡地方裁判所に対して合計七億四千万円の損害賠償請求訴訟を起した。(最高額は一人二千二百万円である。)

損害賠償請求は、罹災によるやむを得ない休業などのための損失ばかりでなく、大きかった精神的打撃などに対する補償で、災害責任者の三井鉱山としても当然である。

然るべき最低のこととしなければならぬ。民法の第七百七十二条の一項にも、ハッキリと次の規程がある。

「①土地ノ工作物ノ設置、又ハ保存ニカシタルニ因リテ他人ノ損害ヲ生シタルトキハ其ノ工作物ノ占有者ハ被害者ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任ス但占有者力損害ノ発生ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ為シタルトキハ其ノ損害ハ所有権者ヲ賠償スルコトヲ要ス」

明らかに保無視

周知のように去る昭和四十五年九月二十八日、午後五時四十五分ごろ、三井鉱山の三井五十五メートル坑道(片材料線坑道)で火災が発生同時に発生したCOガスのため、三池労組員(三井鉱山)ら七人が死亡、またたび多数のCO患者が生じたのだ。上村孝知さんの遺族はすでに三井鉱山を相手どり、福岡地裁に

対して約一千万円の損害賠償請求裁判を起し、法廷で会社の責任を追及しているが、この坑内火災が昭和三十八年十一月九日あの大災害をひき起こしておきながら、依然としてその姿勢を改めようとしていない第一主義、保安無視に目もくらんだことは、だれの目にも明らかだった。

許すべからざる不起訴措置

くり返された反動判決

給与支払請求を却下

福岡地裁 命を守る闘いを無視

このほど福岡地方裁判所でまたまた、組合活動の自由をふみにじるような反動判決が行なわれ関係者を憤慨させている。

田中初明さん(五十一才。宮浦指導部所属の採炭工。市内新勝立町二丁目大砂杜宅十八棟)ら四百人の三池労組員にかかる「給与支払請求裁判」(宮浦ゼンケン闘争事件)の判決(三月十五日、福岡地裁)がそれで、判決は「支払請求の理由がない」として訴えを却下した。

許されぬ経過

その日に先だつ三月九日の八月

今こそがそのとき——住民組織づくりを

荒尾四小校区CO守る会 小里透

投稿

私は毎月二回発行される「みい」に一言提言したい。

「みい」もこれまでも「みい」は組合とも当然だと思ふ。しかしいまの私だけなく、CO守る会の会員、内部だけの「みい」は、たまたま三池労組の指導として、はたしてをばじめ、荒尾市の四小校区一般、知らない。しかし今日の「みい」これだけで良いのだろうか。

市民の約百名も、いつも読んでいける。一般市民のものである。市民の理解と協力、すなわち住民の組織づくり、対市交渉を続けてお

き、二つひとつの懸案事項が解決されている点に、敬意を表してい

たとえ退職しても三池だましいあり

組合員 今後の奮起誓う



去る十四日、組合主催の青年令者会議が例年にならって玉名温泉(紅葉館本館)で開催された。

約八十人の人ひとが参加したがこの人ひととは今年の四月から来年の三月までの間に、毎年退職が予定されている人たち。

当日は、本部と各指導部の執行委員のほか、大牟田労金の半田一夫支店長、荒尾労金の川添澄夫支店長、白鳩診療所(荒尾市)の下

一・九三池大災害の責任追及に対する不起訴処分はきつつき右の如置だったから、労働者として怒りの燃えあがらないはずはなかった。まして坑内での殺人災害は石炭生産高の上昇に正比例して、依然として発生しつづけている現状を見る以上、労働者の胸に消えるはずのない怒りが災害責任追及、物質的精神的補償請求、ひ

いは命を守る闘いの一つとして具体化しないはずはなかった。まさしくこんどの訴訟は、重大な意義をもっており、この要求に對して、三井鉱山が真に人命の尊さ・坑内保安のことを思うならば誠意をもつてこたえるべきである。

怒りがついに

ところが会社は、七月五日に至つて、このときのことを口実に、処分のため明らかにしてき

た。そして一ヶ月後の八月六日、三池労組の主張に耳を傾けることとせず、八人の処分を強行してきた。(出勤停止十五日二八、同日一八、同日五五)

宮浦指導部では討議した末、「よし、このうちはゼンケンを着けて、実際に危険にさらされている坑内、保安の重要性を広く訴える以外にない」ということになり、その日を期してだにゼンケン着用となったのだ。

それと知った会社側は前述した通り、三池労組員の繰り込みを拒否、就労を阻止したのであった。以上の経過から、この「給与支払請求裁判」は当然だったのである。

葬られた主張

審理開始以来三池労組は、「ゼンケン着用は会社の保安監視、不当処分への抗議、および保安の確保を呼びかけたもので、すでにそれまで腕章をもってアピールしたこともあった」と、前記の経過を示すように正しく主張して闘った。

これに對して会社側は、まさに不当な言いかけをつけて問題の本質をふみにじってきたのだ。裁判所は結局その三井鉱山側の不当な主張を認め、「会社の措置には非難の余地がなく、組合側の請求の理由はない」として、訴えを却下したものである。

命を守るゼンケン闘争を踏みにじつたこのような判決は、だれにとっても許すことはできないものである。

× ×